指定失効等に伴う覚醒剤原料処分届出書

指定失効等に伴う覚醒剤原料の処分について、覚醒剤取締法第30条の15第3項の規 定により、届け出ます。

年	月	日
		住所
		届出義務者続柄
		氏名

徳島県知事

	指	定	の	種	類								
指定証の番号		第			号	指定	年月日			年	月	日	
業務	所在	三地											
所	名	称											
			묘	4	古					数	量		
びそ	出の事 その事 上年月	曲の					年		月	ļ	3		

備考

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 字は、墨又はインクを用い、楷書ではっきりと書くこと。
- 3 法人の場合は住所欄には主たる事務所の所在地を、氏名欄にはその名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 4 指定証の番号及び指定年月日欄並びに業務所欄には、指定失効前のものを記載すること。